ビス供給、事業者の収益機会拡大等を目指

創意工夫の推進などにより、効率的なサー

の参入促進、適切な競争による事業者の

くためには、多様な事業者の介護関連分野

外のサービスを柔軟に組み合わせることが 組み合わせて提供することを指す。保険内

されている。これは、不要なサービスが提 外を明確に区分したうえで提供することと るいは場所を区切るなど、保険分とそれ以 ことも可能だ。ただし、時間を区切る、

をもたらすことが期待できるものである。

混合介護提供に係るルール明確化は既存

ために重要である。 これらをクリアしてい これらの課題に対応することが制度維持の 的資源の制約からその安定供給への懸念が

介護保険制度は、財政面の制約および人

指摘されている。要介護者の増加に伴って

なく、介護を担う人材のひっ迫感は大きく、 介護給付費が大きく増加しているだけでは

とつが「混合介護」の弾力化だ。混合介護

介護保険サービスと保険外サービスを

柔軟な対応が重要であり、その対応策のひ には、既存の制度の枠組みにとらわれない

効率的サービス供給および収益機会拡大

負担でサービスを受けることができるし、

超えてサービスを利用したい場合は、自己

伴い厚生労働省でも具体的検討が進んでお

り、未来投資会議構造改革徹底推進会合の

健康・医療・介護」会合(平成三〇年四

介護保険サービスの対象ではない庭の掃除

15

混合介護の現状と参入機会検討のポイント

加え、サービス提供側の効率的オペレーシ ョンが実現でき、事業者、介護従事者にと ってのメリットも大きい。 できれば、利用者の利便性が高まることに 険給付分に転嫁されるリスクの抑制といっ 権利擁護、保険外サービス分のコストが保 供されることを防止するといった利用者の た理由からである。現状、明確な区分が必

要とされているものの、その区分方法が具

また、事業者からは「ローカルルール」 体的に示されている範囲は通所介護におけ

は、法令や通知の解釈に相違が生じること の統一への期待も高い。介護分野において

的な展開が難しくなっているケースがあ たいで同じオペレーションができず、効率 内容にも相違がみられる。多くの地域に事 業所を展開している事業者では、 地域をま で、自治体によって事業者への指導内容に 左が生じているケースがあり、実施できる 判断が難しいことが普及を限定的としてい る理美容等にとどまっており、提供可否の 護分野に関する調査報告書」(平成二八年 討が進められている。公正取引委員会「介 混合介護の弾力的提供に向け、各所で検

九月)において混合介護に関する提言がな 平成二九年六月に閣議決定された 要であろう。

もその検討推進が位置付けられた。それに 規制改革実施計画」における実施事項に

が認められている。介護保険の利用上限を

合介護は、現状でも条件によって提供

この解消が期待されている

等を介護保険サービスと連続して利用する なることで、混合介護の提供促進に好影響 供事業者にとって提供可否の判断が容易に 月)において今後の対応方針として、ルー ル明示化の方向性が示された。サービス提

機会ともなる。保険外サービス事業者が介 会であるだけではなく、他分野からの参入 の介護および周辺事業者にとっての事業機 護領域のプレーヤーと連携してサービスを

提供することも可能であろう。 係を構築していくことも重要となる。また 万を理解すること、ケアマネジャーとの関 須であり、事業者はケアマネジャーの考え 混合介護にはケアマネジャーの関与が必

構築などの事前準備も進めておくことが重 グすることに加え、サービス提供体制の整 サービス提供を支える仕組み・基盤

化を契機に、介護領域での展開を加速する を行うことも必要だろう。混合介護の弾力

ためには、その検討の方向性をモニタリン

スの検討段階から十分な認識のすり合わせ

自治体との関係構築も重要であり、サービ

記事に関するお問い合わせは

rcdweb@ml.jri.co.jpまでお願い致します。